

## 1. 見直しの基本的な考え方

- 電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、無線局免許申請書には目的や通信事項等を記載することが必要です。
- 今般、無線局の効率的な監督管理に支障がない範囲でこれらの目的通信及び通信事項の区分を見直すこととしました。

### 目的の見直し

現行の区分を見直した場合でも電波の能率的な利用の確保等に支障を及ぼさないよう、産業、経済活動、国民生活の基盤等の確保に必要不可欠な無線局の特定に必要な区分や周波数の割当てに必要な不可欠な区分に整理統合することとし、申請審査の基準となる「無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準」（昭和25年電波監理委員会規則第12号）及び割当てが可能な周波数を示す「周波数割当計画」（平成20年総務省告示第714号）の目的区分に準じて、現在の135区分を9区分に見直します。→次頁参照

### 通信事項の見直し

目的への適合性の確認が必要となる区分、電波利用料の減免の判断又は無線局情報の公表の可否を判断に必要な区分等は維持することとし、現行の通信事項によらなくても無線局の適切な監督が引き続き可能なものは整理統合することとし、現在の220区分を122区分に見直します。→次頁参照

### 見直しによる免許申請業務へのメリット

- 無線局の免許申請業務の効率化  
目的及び通信事項（申請事項）を大幅に簡素化（大きくくり化、目的と通信事項の対応関係を明確化）することで、一覧性が向上し、（特に新規の申請者にとって）申請業務が効率化されると考えます。
- 電波利用の柔軟化  
通信事項の統合に伴い、現在は無線局の通信事項の追加・変更に伴い必要となる電波法第9条第4項又は第17条第1項の許可が不要となるケースが拡大されると考えます。

（参考）「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）

規制・制度改革事項	無線局の開局目的の簡素化
規制・制度改革の概要	申請業務の簡素化・効率化の観点及び着実な無線局の監督管理の観点から、無線局の目的区分の大きくくり化に関して、検討し結論を得る。＜平成23年度検討・結論＞

## 2. 今後のスケジュール

➤本件意見募集の結果を踏まえ、関係規程の見直しを検討し、改めて意見公募を経て改正の上、無線局免許人等への十分な周知期間及び関係規程の施行日を超えて免許の有効期限を有する無線局の目的及び通信事項の区分は、読み替えて適用し、免許状の訂正を要しない旨の経過措置を設けて施行する予定です。

# 目的区分の見直しの考え方

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準

第3条  
電気通信業務用無線局

第4条  
公共業務用無線局

第6条  
実験試験局

第6条の2  
アマチュア局

第6条の4  
地上一般放送局（注）

第7条  
簡易無線業務用無線局

第8条  
その他の一般無線局

第5条 漁業用海岸局

第5条の2  
陸上移動中継局

第6条の3 携帯局

基幹放送局の開設の根本的基準

## 周波数割当計画

電気通信業務用

公共業務用

放送事業用

（実験試験の定めなし）

アマチュア業務用

放送用（電波法第26条第2項第5号ロに規定するもの）

簡易無線通信業務用

一般業務用

目的、通信事項、局種との組み合わせで、その形態が「電気通信業務」にも「公共業務」にも「一般業務」にもなり得ることから、目的としては区分しない。

放送用（電波法第26条第2項第5号イに規定するもの）

# 新目的区分

9区分

電気通信業務用

公共業務用

放送事業用

実験試験用

アマチュア業務用

一般放送用

簡易無線通信業務用

一般業務用

基幹放送用

※ 補足項目として18区分を設ける

# 通信事項区分の見直しの考え方

目的区分ごとに、以下の考え方により必要最小限に区分

無線局情報の公表レベルを判定する区分 → 電波監理上、なお利用形態を把握する最小限の区分

左記業務への適合性を確認するため、具体的な運用形態の範囲を特定する区分 → 条約で利用方法が決められており、把握を必要とする区分  
→ 電波利用料の減免を判定する区分  
→ 無線局情報の公表レベルを判定する区分

アルゴシステムデータ伝送のみ、世界共通基準であり、個別に区分

無線局情報の公表レベルを判定する区分

無線局情報の公表レベルを判定する区分

無線局情報の公表レベルを判定する区分

電波監理上、なお利用形態を把握する最小限の区分

区分不用  
「一般無線通信業務に関する事項」に集約

# 新通信事項区分

122区分

## 新区分の例

・電気通信業務に関する事項  
・電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項 等

公共業務用  
・警察に関する事項  
・消防に関する事項  
・防災行政に関する事項  
・無線標識に関する事項  
・ガス事業に関する事項 等

放送事業用  
・放送番組の中継に関する事項 等

・実験、試験又は調査に関する事項  
・アルゴシステムデータ伝送に関する事項 ※ 2区分のみ

・アマチュア業務に関する事項  
・アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項 ※ 2区分のみ

・一般放送に関する事項  
・エリア放送に関する事項

・簡易な事項 ※ 1区分のみ

・現金・有価証券等の安全輸送に関する事項  
・新聞通信に関する事項 等

・自家用の航空関係に関する事項  
・海上運送事業に関する事項  
・一般乗用旅客自動車の運行に関する事項 等

上記以外の従来の48区分（造船事業に関する事項、金融保険事業に関する事項、サービス事業に関する事項 等）を1区分に集約

（注）平成24年4月2日施行予定。



(現行の組み合わせ)

目的	通信事項
水防道路用	災害対策・水防に関する事項
水防道路用	道路交通情報通信に関する事項
水防道路用	狭域通信に関する事項(道路交通情報通信に関する事項に限る。)
防災行政用	防災行政事務に関する事項
防災行政用	飛行援助に関する事項
防災行政用	航空機の修理に関する事項
防災行政用	航空機の航行に関する事項
防災行政用	水防事務に関する事項
防災行政用	消防の任務に関する事項
消防用	消防の任務に関する事項
消防用	消防防災事務に関する事項
消防用	船舶の航行に関する事項
消防用	航空機の航行に関する事項
放流警報用	河川法第48条に規定する通知に関する事項
放流警報用	観測情報の伝送に関する事項
公害対策用	公害対策に関する事項
土地改良事業用	土地改良事業に関する事項
地方行政用	地方行政事務に関する事項
地方行政用	災害の防止その他構成員の公共的活動を支援するための広報に必要な事項
道路交通情報通信用	道路交通情報通信に関する事項
高度道路交通システム用	高度道路交通システムに関する事項
道路管理用	道路管理に関する事項
道路管理用	道路交通情報に関する事項
道路管理用	本四連絡高速道路の事業に関する事項
電気事業用	電気事業に関する事項
電気事業用	電気保安業務に関する事項
電気事業用	給電に関する事項
電気事業用	核原料物質及び原子炉の規制に関する法律の通報に関する事項
電気事業用	侵入検知に関する事項
ガス事業用	ガス事業に関する事項
水資源開発用	水資源開発に関する事項
上下水道事業用	上下水道事業に関する事項
熱供給事業用	熱供給事業に関する事項
中波放送	
短波放送	
短波放送(国際放送)	
短波放送(中継国際放送)	
超短波放送	
超短波放送(外国語放送)	
超短波放送(デジタル放送)	
超短波放送(デジタル放送・有料放送を含む。)	
超短波文字多重放送	
超短波文字多重放送(外国語放送)	
超短波文字多重放送(有料放送を含む。)	
超短波放送(コミュニティ放送)	
超短波文字多重放送(コミュニティ放送・有料放送を含む。)	
超短波放送(臨時目的放送)	
標準テレビジョン放送(デジタル放送)	
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送)	
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送・受信障害対策中継放送)	
データ放送(デジタル放送)	
マルチメディア放送	
一般放送	一般放送に関する事項
放送試験用(実験等無線局に該当するもの。)	放送試験に関する事項
放送試験用(実験等無線局に該当しないもの。)	
放送事業用	放送番組の中継に関する事項
放送事業用	放送番組素材の中継に関する事項
放送事業用	放送番組の取材等の連絡に関する事項
放送事業用	無線設備の監視・制御に関する事項
放送事業用	放送事業に関する事項(中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。)
有線テレビジョン放送事業用	有線テレビジョン放送事業に関する事項
標準周波数用	標準周波数及び標準時の通報
航空用	航空事業に関する事項
航空用	航空機の航行に関する事項
航空用	航空機の修理に関する事項
航空用	航空機の飛行訓練に関する事項
航空用	自家用の航空関係に関する事項
飛行援助用	飛行場における航空機の飛行援助に関する事項
航空関係事業用	航空関係事業に関する事項
航空関係事業用	飛行場における地上管制に関する事項
航空関係事業用	航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項
航空機製造修理事業用	航空機の製造修理に関する事項
航空機製造修理事業用	航空機の航行に関する事項
海上運送事業用	海上運送事業に関する事項

(見直し後の組み合わせ)

目的	通信事項 1	通信事項 2 (公共業務用であることを判別するため追加)
公共業務用	災害対策・水防に関する事項	
公共業務用	道路交通情報通信に関する事項	水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。)
公共業務用	狭域通信に関する事項(有料道路自動車料金収受に関する事項を除く。)(仮称)	水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。)
公共業務用	防災行政に関する事項(仮称)	
公共業務用	飛行援助に関する事項	防災行政に関する事項(仮称)
公共業務用	航空機の製造修理に関する事項	防災行政に関する事項(仮称)
公共業務用	航空機の運用に関する事項(仮称)	防災行政に関する事項(仮称)
公共業務用	水防事務に関する事項	防災行政に関する事項(仮称)
公共業務用	消防に関する事項(仮称)	防災行政に関する事項(仮称)
公共業務用	消防に関する事項(仮称)	
公共業務用	消防に関する事項(仮称)	
公共業務用	船舶の航行に関する事項	消防に関する事項(仮称)
公共業務用	航空機の運用に関する事項(仮称)	消防に関する事項(仮称)
公共業務用	放流警報又は霧警報に関する事項(仮称)	
公共業務用	放流警報又は霧警報に関する事項(仮称)	
公共業務用	公害対策に関する事項	
公共業務用	土地改良事業に関する事項	
公共業務用	地方行政事務に関する事項	
一般業務用	一般無線通信業務に関する事項	
公共業務用	道路交通情報通信に関する事項	
一般業務用	高度道路交通システムに関する事項	
公共業務用	道路管理に関する事項	
公共業務用	道路交通情報に関する事項	
公共業務用	道路管理に関する事項	
公共業務用	電気事業に関する事項(仮称)	
公共業務用	電気事業に関する事項(仮称)	
公共業務用	電気事業に関する事項(仮称)	
公共業務用	原子力関係業務に関する事項(仮称)	
公共業務用	侵入検知に関する事項	電気事業に関する事項(仮称)
公共業務用	ガス事業に関する事項	
公共業務用	水資源開発に関する事項	
公共業務用	上下水道事業に関する事項	
公共業務用	熱供給事業に関する事項	
基幹放送用(中波放送)		
基幹放送用(短波放送)		
基幹放送用(短波放送(国際放送))		
基幹放送用(短波放送(中継国際放送))		
基幹放送用(超短波放送)		
基幹放送用(超短波放送(外国語放送))		
基幹放送用(超短波放送(デジタル放送))		
基幹放送用(超短波放送(デジタル放送))		
基幹放送用(超短波文字多重放送)		
基幹放送用(超短波文字多重放送)		
基幹放送用(超短波文字多重放送(有料放送を含む。))		
基幹放送用(超短波放送(コミュニティ放送))		
基幹放送用(超短波文字多重放送(コミュニティ放送・有料放送を含む。))		
基幹放送用(超短波放送(臨時目的放送))		
基幹放送用(標準テレビジョン放送(デジタル放送))		
基幹放送用(高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送))		
基幹放送用(高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送・受信障害対策中継放送))		
基幹放送用(データ放送(デジタル放送))		
基幹放送用(マルチメディア放送)		
一般放送用	一般放送に関する事項	
基幹放送用(放送試験用)		
基幹放送用(放送試験用)		
放送事業用	放送番組の中継に関する事項	
放送事業用	放送番組素材の中継に関する事項	
放送事業用	放送番組の取材等の連絡に関する事項	
放送事業用	無線設備の監視・制御に関する事項	
放送事業用	放送事業に関する事項(中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。)	
公共業務用	有線テレビジョン放送事業に関する事項	
公共業務用	標準周波数及び標準時の通報	
一般業務用	航空機の運用に関する事項(仮称)	
一般業務用	航空機の運用に関する事項(仮称)	
一般業務用	航空機の製造修理に関する事項	
一般業務用	航空機の運用に関する事項(仮称)	
一般業務用	自家用の航空関係に関する事項	
一般業務用	飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	
一般業務用	航空機の運用に関する事項(仮称)	
一般業務用	飛行場における地上管制に関する事項	
一般業務用	航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	
一般業務用	航空機の製造修理に関する事項	
一般業務用	航空機の運用に関する事項(仮称)	
一般業務用	海上運送事業に関する事項	

(現行の組み合わせ)

目的	通信事項
海上運送事業用	船舶の航行に関する事項
海上運送事業用	浮標の無線標定に関する事項
海上運送事業用	無線標定に関する事項
海上運送事業用	海洋の観測に関する事項
港湾運送事業用	港湾運送事業に関する事項
港湾運送事業用	コンテナ荷役に関する事項
水先・引き船業務用	水先業務に関する事項
水先・引き船業務用	操船援助又は船舶の接岸若しくは係留に関する事項
水先・引き船業務用	船舶の航行に関する事項
海事用	船舶の航行に関する事項
海事用	サルベージ事業に関する事項
海事用	海上測量業務に関する事項
海事用	航路警戒に関する事項
海事用	油回収作業に関する事項
海事用	特殊作業に関する事項
港湾業務用	港湾管理に関する事項
港湾業務用	港務通信に関する事項
港湾業務用	船舶の航行に関する事項
港湾業務用	調査監督に関する事項
港湾業務用	港湾工事にに関する事項
港湾業務用	国際港湾施設の保安の確保等に関する事項
救難用	海難救助に関する事項
救難用	船舶又は航空機の救難に関する事項
救難用	捜索救助作業に関する事項
救難用	船舶の航行に関する事項
造船事業用	造船事業に関する事項
造船事業用	船舶の航行に関する事項
漁業指導監督用	漁業指導監督に関する事項
漁業指導監督用	漁業の調査に関する事項
漁業指導監督用	無線標定に関する事項
漁業指導監督用	浮標の無線標定に関する事項
漁業指導監督用	船舶の航行に関する事項
漁業指導監督用	浮標の識別に関する事項
漁業指導監督用	電報の託送に関する事項
漁業用	漁業協同組合の業務に関する事項
漁業用	漁業共済組合の業務に関する事項
漁業用	漁業通信に関する事項
漁業用	魚群探知の伝送に関する事項
漁業用	浮標の無線標定に関する事項
漁業用	船舶の航行に関する事項
漁業用	無線標定に関する事項
漁業用	漁業の調査に関する事項
漁業用	海上運送事業に関する事項
漁業用	電報の託送に関する事項
漁業用	浮標の識別に関する事項
鉄道軌道事業用	列車防護警報に関する事項
鉄道軌道事業用	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項
索道用	索道用搬機の安全運行に関する事項
自動車運送事業用	一般乗合旅客自動車の安全運行に関する事項
自動車運送事業用	一般乗用旅客自動車の運行に関する事項
自動車運送事業用	一般貨物旅客自動車の安全運行に関する事項
自動車運送事業用	特定旅客自動車の安全運行に関する事項
自動車運送事業用	貨物自動車の運行に関する事項
自動車運送事業用	現金・有価証券等の安全輸送に関する事項
MCA陸上移動通信用	MCA陸上移動通信に関する事項
MCA陸上移動通信用	陸上移動通信設備試験に関する事項
MCA陸上移動通信用	陸上移動通信に関する事項及び制御局試験に関する事項
スポーツ・レジャー用	スポーツ・レジャーに関する事項
スポーツ・レジャー用	競技及び訓練に関する事項
スポーツ・レジャー用	船舶の航行に関する事項
スポーツ・レジャー用	漁業通信に関する事項
スポーツ・レジャー用	航空レジャーに関する事項
農業用	農業協同組合の業務に関する事項
農業用	農業共済組合の業務に関する事項
農業用	農業に関する事項
農業用	農畜産物の改良に関する事項
農業用	農業水利事業に関する事項
農業用	農地開拓事業に関する事項
農業用	農業気象に関する事項
林業用	森林組合の業務に関する事項
林業用	林業に関する事項
赤十字用	赤十字に関する事項
医療・福祉用	医療業務に関する事項
医療・福祉用	医療・福祉に関する事項
医療・福祉用	社会福祉に関する事項
山岳遭難対策用	山岳遭難防止及び救助に関する事項
警備保障用	現金・有価証券等の安全輸送に関する事項
警備保障用	警備保障業務に関する事項
非常警報用	災厄防止に関する事項
教育用	教育に関する事項
教育用	航空機の航行に関する事項
教育用	船舶の航行に関する事項
教育用	浮標の無線標定に関する事項
教育用	航空機の修理に関する事項
教育用	浮標の識別に関する事項
実験試験用	電波伝搬試験に関する事項
実験試験用	無線機器の開発製造に関する事項
実験試験用	無線設備の展示による科学知識の普及に関する事項
実験試験用	アルゴシステムデータ伝送に関する事項
実験試験用	研究に関する事項
実験試験用	科学技術開発実験に関する事項
実験試験用	航空機各部の多点計測に関する事項
実験試験用	電波の利用の効率性に関する試験に係る事項

(見直し後の組み合わせ)

目的	通信事項 1	通信事項 2 (公共業務用であることを判別するため追加)
一般業務用	船舶の航行に関する事項	
一般業務用	浮標の無線標定に関する事項	
一般業務用	無線標定に関する事項	
一般業務用	海洋の観測に関する事項	
一般業務用	港湾運送事業に関する事項(仮称)	
一般業務用	港湾運送事業に関する事項(仮称)	
一般業務用	水先・引き船に関する事項(仮称)	
一般業務用	水先・引き船に関する事項(仮称)	
一般業務用	船舶の航行に関する事項	
一般業務用	船舶の航行に関する事項	
一般業務用	海事に関する事項(仮称)	
一般業務用	海上測量業務に関する事項	
公共業務用	航路警戒に関する事項	
一般業務用	海事に関する事項(仮称)	
一般業務用	海事に関する事項(仮称)	
公共業務用	港湾管理に関する事項	
公共業務用	港務通信に関する事項	
一般業務用	船舶の航行に関する事項	
一般業務用	海事に関する事項(仮称)	
一般業務用	港湾工事にに関する事項	
公共業務用	国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	
公共業務用	海難救助に関する事項(仮称)	
公共業務用	船舶又は航空機の救難に関する事項	
公共業務用	海難救助に関する事項(仮称)	
公共業務用	船舶の航行に関する事項	海難救助に関する事項(仮称)
一般業務用	一般無線通信業務に関する事項	
一般業務用	船舶の航行に関する事項	
公共業務用	漁業指導監督に関する事項	
公共業務用	漁業通信に関する事項	漁業指導監督に関する事項
公共業務用	無線標定に関する事項	漁業指導監督に関する事項
公共業務用	浮標の無線標定に関する事項	漁業指導監督に関する事項
公共業務用	船舶の航行に関する事項	漁業指導監督に関する事項
公共業務用	浮標の識別に関する事項	漁業指導監督に関する事項
公共業務用	電報の託送に関する事項	漁業指導監督に関する事項
一般業務用	漁業通信に関する事項	
一般業務用	漁業通信に関する事項	
一般業務用	漁業通信に関する事項	
一般業務用	浮標の無線標定に関する事項	
一般業務用	船舶の航行に関する事項	
一般業務用	無線標定に関する事項	
一般業務用	漁業通信に関する事項	
一般業務用	海上運送事業に関する事項	
一般業務用	電報の託送に関する事項	
一般業務用	浮標の識別に関する事項	
公共業務用	列車防護警報に関する事項	
公共業務用	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	
公共業務用	索道用搬機の安全運行に関する事項	
公共業務用	一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項(仮称)	
一般業務用	一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	
公共業務用	一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項(仮称)	
公共業務用	一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項(仮称)	
一般業務用	貨物自動車の運行に関する事項	
一般業務用	現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	
一般業務用	MCA陸上移動通信に関する事項	
一般業務用	MCA陸上移動通信に関する事項	
一般業務用	MCA陸上移動通信に関する事項	
一般業務用	スポーツ・レジャーに関する事項(仮称)	
一般業務用	スポーツ・レジャーに関する事項(仮称)	
一般業務用	船舶の航行に関する事項	
一般業務用	漁業通信に関する事項	
一般業務用	スポーツ・レジャーに関する事項(仮称)	
一般業務用	一般無線通信業務に関する事項	
一般業務用	一般無線通信業務に関する事項	
一般業務用	農林業に関する事項(仮称)	
一般業務用	一般無線通信業務に関する事項	
一般業務用	一般無線通信業務に関する事項	
一般業務用	一般無線通信業務に関する事項	
公共業務用	気象に関する事項(気象警報に関する事項を除く。)(仮称)	
一般業務用	一般無線通信業務に関する事項	
一般業務用	農林業に関する事項(仮称)	
公共業務用	赤十字に関する事項	
一般業務用	医療業務に関する事項	
一般業務用	一般無線通信業務に関する事項	
一般業務用	一般無線通信業務に関する事項	
公共業務用	山岳遭難防止及び救助に関する事項	
一般業務用	現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	
一般業務用	警備保障業務に関する事項	
一般業務用	非常警報に関する事項(仮称)	
一般業務用	一般無線通信業務に関する事項	
一般業務用	航空機の運用に関する事項(仮称)	
一般業務用	船舶の航行に関する事項	
一般業務用	浮標の無線標定に関する事項	
一般業務用	航空機の製造修理に関する事項	
一般業務用	浮標の識別に関する事項	
実験試験用	実験、試験又は調査に関する事項(アルゴシステムデータ伝送に関する事項を除く。)(仮称)	
実験試験用	実験、試験又は調査に関する事項(アルゴシステムデータ伝送に関する事項を除く。)(仮称)	
実験試験用	実験、試験又は調査に関する事項(アルゴシステムデータ伝送に関する事項を除く。)(仮称)	
実験試験用	アルゴシステムデータ伝送に関する事項	
実験試験用	実験、試験又は調査に関する事項(アルゴシステムデータ伝送に関する事項を除く。)(仮称)	

